**大町町家庭用合併処理浄化槽施工基準**

（基準の適用）

第１条　この工事基準は、大町町家庭用合併処理浄化槽設置整備事業補助金の交付を受けて設置される合併処理浄化槽の設置工事に適用する。

（工事の施工）

第２条　浄化槽の工事は、浄化槽の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届に関する省令（昭和６０年９月２７日厚生省、建設省令第１号）に定めるもののほか、次の各号によらなければならない。

１　工事に当っては、浄化槽設備士が土地を実地に監督するか、又は自ら工事を行うこと。

２　基礎工時は栗石地業及び捨てコンクリ－トを打った後、十分な養生期間をとること。

３　本体の据え付け時には、水張りを行い、水平を保ちつつ、水締め及び突き固めをすること。又、埋め戻しには石等の混入していない良質の土砂等を用いること。

４　マンホ－ル蓋のかさ上げ高さは、バルブ操作などの維持管理が容易にできるようおおむね３０ｃｍ以内とすること。又、３０ｃｍ以上となる場合は、ピット構造とすること。

５　流入管渠及び放流管渠の勾配は、１／１００以上とすること。

６　放流口と放流水路の水位差を適切に保ち、放流水が逆流しないようにすること。

７　生活排水は全て浄化槽に流入させること。

８　雨水や工事排水等は、浄化槽に流入させないこと。

９　各排水が屋外に出た地点、４５度以上の屈曲点落差のある所、２系統以上の排水の合流点及び管渠の内径の１２０倍を越える直線部分には、升を設置すること。

10　升は、全て雨水等が入らないよう密閉できる蓋の付いたインパ－ト升とし、升の内径が１５ｃｍ以上の丸形又は角形とすること。

11　流入管渠、放流管渠及び空気配管の上部を人の通行等がある場合は、２０ｃｍ以上の履土をし、特に自動車等が通る場合は、コンクリ－トスラブを打つこと。

12　浄化槽本体の上部には、コンクリ－トスラブを打つこと。

（施工の確認）

第三条　浄化槽の設置者は、浄化槽の設置工事終了後、１週間以内に別表のチェックリスト及び各号に定める写真を大町町長に提出し、大町町生活環境課環境衛生係職員による施工現場での確認検査を受けなければならない。

１　浄化槽設備士が正面を向いて、浄化槽法（昭和５８年５月１８日法律第４３号）第３０条に規定する標識を掲げ、工事を行う場所を背景に写っている写真。

２　栗石の突き固め終了後及び捨てコンクリ－ト養生後の状況がわかるもので、スケ－ルとともに写した写真。

３　水張りを行い、本体の水平を確認しつつ埋め戻しの作業を行っていることがわかるもので、これらの作業に必要な水準器、スケ－ル、ホ－ス突き固め用具とともに写した写真。

４　マンホ－ル蓋のかさ上げ高さがわかるよう、バルブの上端からマンホ－ル蓋までにスケ－ルをあてて写した写真。

（その他の条項）

第４条　本基準に定めのない事項又は本基準に疑義の生じたときは、必要に応じ、大町町長の指示を受けなければならない。